

労働安全衛生法

第1条(目的)

「安全と健康の確保」及び「快適な作業環境の形成促進」

この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

ポイント！

	内容	根拠法令等
目的は？	1. 職場における労働者の安全と健康の確保 2. 快適な職場環境の形成促進	法第1条
どうすればいい？	1. 労働災害防止のための危害防止基準の確立 2. 責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置等総合的計画的な対策推進	法第1条

参考！

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中核として、新規の規制事項等を加えて労働安全衛生に係る法規の充実強化を図ったもので、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっています。

しかし、安全衛生に関する事項は、労働者の労働条件の重要な一端を占めることから、労働基準法第5章（安全及び衛生）を削除せず残し、「労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる」と改められ、また、賃金、労働時間、休日などの一般労働条件が労働災害と密接な関係にあるため、本法と労働基準法とは一体的な運用を図る必要があることを明確にしています。

第2条(定義)

「労働災害」、「労働者」、「事業者」等の用語の定義

ポイント！

	内容	根拠法令等
労働災害とは？	労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。	法第2条
労働者とは？	職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。	法第2条 労基法第9条
事業者とは？	労働基準法の「使用者」と異なり、事業経営の義務主体者としてとらえ、法人企業であれば法人そのもの（法人代表者ではない）、個人企業であれば個人経営主をいう。	法第2条 昭47.9.18 基発第91号

第3条(事業者等の責務)

事業者、設計者、製造者、建設者、輸入者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

ポイント！

項目	内容	根拠法令等
事業者の責務	事業者は次の事項の遵守義務と努力義務を負う。 (1) 労働安全衛生法の定める最低基準を遵守する。 (2) 快適な職場環境の実現に努力する。 (3) 労働条件の改善に努力する。 (4) 国の労働災害防止施策に協力する。	法第3条
設計者等の責務	機械、器具、原材料、建設物の設計者、製造者、建設者、輸入者は、これらの機械、器具、原材料、建設物が使用される前から、それぞれの立場において労働災害防止上の必要措置をとる努力義務を負う。	法第3条
発注者等の責務	仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等契約内容が安全衛生を損なわないよう配慮する義務を負う。	法第3条

第4条

労働者の「遵守義務」と「協力義務」

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

ポイント！

	内容	根拠法令等
労働者の責務	①労働災害防止のための必要事項を遵守する。 ②事業者等が実施する労働災害防止措置に協力する	法第4条